

農協改革案の再検討を求める意見書

平成26年5月14日、規制改革会議農業ワーキンググループ（金丸恭文座長）は、「農業改革に関する意見」を公表し、これを受けて、5月22日には規制改革会議（岡素之議長）が農業改革案を決定した。

この案のうち、農協改革については、全国農業協同組合中央会（JA全中）の廃止、全国農業協同組合連合会（全農）の株式会社化、単協の専門化・健全化の推進として、信用事業の農林中金（信連）への移管、共済事業の共済連の窓口・代理店化、さらには、准組合員の事業利用規制などの案が盛り込まれている。

その後、自民党やJAの意見を踏まえ、中央会の廃止明記は見送られたものの、中央会のあり方の抜本的見直しを含め、今後5年間で農協改革集中推進期間として、農協の自己改革の実行を要請することが、規制改革会議の答申に盛り込まれ、6月13日に安倍首相に提出された。今後、政府は答申に沿って改革を進める方針で、来年の通常国会に農協法の改正案を提出するようである。

農協は戦後の荒廃期から現在に至るまで、農政の一翼を担いながら組合員や地域住民のために各種事業を展開してきた。具体的には、農業面では、個々の農家では保有できないカントリーエレベーター・育苗センター・選果場などの設置、生活面では介護事業やデイサービスセンターなどの設置、さらには山間地におけるライフラインのためのガソリンスタンドの設置などであるが、これらの事業は、経営努力はしているものの、事業単独では採算が合わないものがほとんどであり、信用事業・共済事業の収益で賄っているのが現状である。今回の改革案は、農協の自己改革を促すものであるが、単協の信用事業・共済事業の見直しという方針に即した改革を求めるものであり、現場の実態を全く無視し、事実上、農協組織を解体するに等しいものである。

併せて、今回の改革案の策定に際しては、関係者との十分な意見交換を経ることなく、性急なスケジュールで検討が進められていることから、内容及び進め方のそれぞれの観点において、到底容認できるものではない。

そこで、規制改革会議の最終答申を踏まえた法案化作業を進めるに当たっては、当事者である農協や現場の農業者、農業団体、地域住民などの意見を聴き、真に日本の農業を強くする方策を話し合うことができる組織をつくった上で、答申ありきではなく、改めて検討を始めることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

岐阜県関市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣